

役員報酬規程

一般社団法人日本粉体工業技術協会

第1条 本規程は定款第26条に定める常勤役員等の報酬の支給の基準について定める。

第2条 常勤役員等の年俸限度額は、下表のとおりとする。

区分	適用対象役員	年俸限度額（万円）
3級職	専務理事以外の常勤役員等	500
4級職	専務理事	600

注：年俸限度額は、（月額給与）×12＋（年間賞与総額）を云う。但し、4級職の場合は、賞与は無しとし、（月額給与）×12の最高額を云う。

第3条 会長は第2条の年俸限度額の範囲内で、常勤役員等の報酬を決定し、理事会の承認を得るものとする。

第4条 通勤手当は、「通勤交通費の支給規程」により支給する。

業務のために出張する場合の旅費は、「国内出張旅費規程（2）」「国外出張旅内規」により支給する。

第5条 退職金は、協会従業員の「退職金規程」に従うものとし、同規程により算出した額を支給する。

第6条 勤務は「就業規則」に従うほか、報酬、通勤手当等の支給の時期、支給方法等は「事務局員の給与及び賞与等内規」、「通勤交通費の支給規程」等による。

付 則 この規程は、一般社団法人移行時の新定款に従い、「事務局幹部の年俸に関する内規」の常勤役員等に関わる部分を分離し、本「役員報酬規程」として定めるものであり、改廃は総会の議決を得て行うものとする。

付 記 平成23年 3月18日 理事会承認
平成23年 5月31日 総会承認